

第七十七回国会 衆議院 公害対策並びに環境保全特別委員会議録 第十一号

昭和五十一年五月十四日(金曜日)

午後零時四十九分開議

出席委員

委員長 吉田 法晴君

理事 染谷 誠君

理事 羽生田 進君

理事 深谷 隆司君

理事 土井たか子君

理事 木野 晴夫君

理事 竹内 黎一君

理事 戸井田三郎君

理事 八田 貞義君

理事 阿部末喜男君

理事 米原 昶君

理事 折小野良一君

出席政府委員

環境庁長官官房

長 金子 太郎君

環境庁大気保全

局長 橋本 道夫君

委員外の出席者

特別委員会調査

室長 綿貫 敏行君

委員の異動

五月十三日

辞任

坂本三十次君

補欠選任

橋口 隆君

同月十四日

辞任

中山 正暉君

萩原 幸雄君

補欠選任

竹内 黎一君

谷川 和穂君

第二類第五号

公害対策並びに環境保全特別委員会議録第十一号 昭和五十一年五月十四日

橋本龍太郎君

木野 晴夫君

同日

補欠選任

辞任

木野 晴夫君

竹内 黎一君

谷川 和穂君

萩原 幸雄君

本日の会議に付した案件
振動規制法案(内閣提出第四三三号)

○吉田委員長 これより会議を開きます。
内閣提出の振動規制法案を議題とし、審査を進めます。

○吉田委員長 この際、本案に対し、葉梨信行君、島本虎三君及び折小野良一君提出の修正案、木下元二君提出の修正案、並びに岡本富夫君提出の修正案がそれぞれ提出されております。

各修正案について提出者から順次趣旨の説明を求めます。まず、葉梨信行君。

振動規制法案に対する修正案(葉梨信行君、島本虎三君及び折小野良一君提出)

振動規制法案に対する修正案(木下元二君提出)
振動規制法案に対する修正案(岡本富夫君提出)

〔本号末尾に掲載〕

○葉梨委員 私は、自由民主党、日本社会党、民社党を代表いたしまして、ただいま議題となつて

おります振動規制法案に対する修正案について、その趣旨について御説明申し上げます。

第十五条第三項については、「公共性のある施設又は工作物に係る建設工事として行われる特定建設作業」についての勧告または命令を行う場合の配慮事項であります。これを改め、当該施設または工作物に係る建設工事の工期が遅延することにより公共の福祉に著しい障害を及ぼすおそれのある場合に限定して配慮することとする。また、勧告または命令を行うに当たっては、生活環境の保全に十分留意しつつ、当該建設工事の実施に著しい支障を生じないよう配慮しなければならぬこととしたものであります。

第二十四条の「条例との関係」の規定については、いわゆる横出しの規定のほか、新たに、地域の自然的、社会的条件に応じて、この法律とは別の見地から条例により必要な規制を定めることを妨げるものではない旨を、現行騒音規制法の例に見られるように入念的に追加したものであります。

以上が、修正案を提出いたしました趣旨と内容であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○吉田委員長 次に、木下元二君。
○木下委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、振動規制法案に対する私たちの修正案の提案理由と、その説明を行います。

日本における振動公害は、政府の高度成長政策のもとで工場、建設工事の大規模化、モータリゼーションの進行、鉄道輸送の高速化などに伴って広範かつ深刻化し、振動に対する苦情は、環境庁の調査によっても、全国で昭和四十九年、四千九十五件に上り、日本は国際的にも類を見ない振動公害国と言われております。

振動公害は、公害対策基本法においても、い

ゆる典型七公害の一つと規定されているが、政府は、これまで何ら法的規制を行わず放置してきたために、二十五都道府県で既に先駆けて条例によって振動規制を行ってきまし。

このたび、ようやく政府は振動規制法案を国会に提案いたしました。振動を法的に規制することは一歩前進ではありますが、政府案には、なお次のように不十分な点があります。

第一に、この法律に基づいて地方自治体が工場に対する規制基準を定める場合、政府の定める基準の範囲に制約される。しかも建設工事や道路交通振動に関する基準設定については、自治体の権限を認めていない。

第二に、新幹線などの鉄道振動については全く規制の対象外になっている。これでは現在、訴訟まで行っている新幹線沿線の住民などの苦しみを解決することはできない。

第三に、道路交通振動の規制については、知事は道路管理者や公安委員会に対して要請できるだけで、直接の規制権限はない。

第四に、工場や建設工事による振動が規制基準に違反しても、操業停止や工事を中止させる権限もない。

このように、幾つかの点を見ても、政府案では住民の要求に十分こたえるものではありません。そこで、日本共産党・革新共同は、政府案のこれらの問題点を改め、住民の立場から振動規制を一層、実効あるものにするために、ここに修正案を提出する次第であります。

次に、修正案の概要を御説明いたします。

一、市町村は、政府に制約されずに独自に振動の規制基準または許容限度を定められるようにする。

二、新幹線などの鉄道振動を新たに規制対象とし、規制基準が維持できるよう防振施設の設置、

列車の運行の規制を行うようにする。また、鉄道の施設に際して、関係地方自治体の長との協議を必要とするようにする。

三、道路交通振動の規制を強化し、都道府県知事が交通を規制できるようにする。また、道路の新設、改築に際して、関係地方自治体の長との協議を必要とするようにする。

四、工場振動の規制を強化し、振動発生施設を設置、変更する場合は、市町村長の許可制とし、すべての工場、事業所について規制基準に適合しない場合には操業停止をもできるようにする。また、市町村長が発電所、ガス事業に対して、政府に制約されないで厳しく規制できるようにする。

五、建設工事振動についても規制を強化し、工事は市町村長の許可制として、規制基準に適合しない場合には工事の中止をもできるようにする。また、公共の建設工事についても規制を緩和しない。

六、中小企業に対する資金援助、技術援助を強化する。

以上であります。

何とぞ慎重審議の上、速やかに可決されるようお願いいたします。

○吉田委員長 次に、岡本富夫君。

○岡本委員 私は、公明党を代表して、振動規制法案に対する修正案について、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

独占し、地域においては訴訟問題さえ惹起するなど大きな社会問題となってきたことはすでに御承知のとおりであります。一部地方公共団体においては、すでに、公害防止条例によって、振動公害に対する規制が、工場振動を中心に行われているのであります。その点からいって、政府の振動規制法案の提案はまさに遅きに失したと言わざるを得ないのであります。

さて、政府案は幾つかの問題点を含んでおります。すなわち、現在、最も問題にされている新幹線を含む鉄道振動を規制の対象から除外していること、都道府県知事や市町村は政府の決めた基準より厳しく定めることができないこと及び規制基準を超え、かつ生活環境を損なうときに発動される特定施設等に対する改善勧告、命令等の適用時期が長すぎるなど、その他、幾つかの欠陥を持っております。特に事業活動に対する配慮が優先されておき、振動公害防止の実効を減殺するものと言わざるを得ないのであります。わが党は振動公害防止の実効を上げ、振動公害被害者の救済を促進する立場から、前述した政府案の欠陥を是正するために本修正案を提出した次第であります。

以下、修正案の概要を御説明申し上げます。

一、都道府県知事が、当該地域の自然的、社会的条件に基づいて定める規制基準は、環境庁長官が定める基準を下回ってはならないものとし、また、市町村が規制基準を定める場合においても、環境庁長官が定める基準に制約されないものとする。

二、届け出した特定工場等に対する改善勧告及び改善命令の適用時期を指定地域となつた日または特定施設となつた日から二年（政令で定める施設は三年）とするものとする。

三、公共性のある建設作業についても規制を緩和しないこと。

四、国は、振動の防止のための施設の設置または改善につき必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助を行わなければならないものとし、特にその際、小規模事業者に対し

て特別の配慮をするものとする。

五、新幹線など鉄道振動についても規制の対象とし、その場合、

1、環境庁長官は、鉄道振動に関する規制基準を定めるものとする。

2、鉄道事業者は、1の規制基準を遵守しなければならないものとする。

3、運輸大臣等は、規制基準に適合しないことにより、その鉄道周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、鉄道事業者を営む者に対し、鉄道振動の防止を図るため、振動防止を図るための施設の設置、線路その他の施設の改良及び運行方法の改善等に努めなければならないものとする。

4、都道府県知事は、測定を行つた場合、鉄道振動が規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、その事態を除去するため、3の措置をとるべきことを運輸大臣等に対し要請しなければならないものとする。

以上が、私たちの修正案の提案理由及び概要であります。

何とぞ慎重審議の上、速やかに御可決くださるようお願い申し上げます。

○吉田委員長 これにて各修正案の趣旨の説明は終わりました。

この際、修正案について御発言はありますか。——島本虎三君。

○島本委員 ただいま、それぞれ修正案が説明されましたが、そのうち自民党、日本社会党、民社党提出の修正案、この内容について、その二十四条一項の条文等の内容、これらについて質問したいと思ひます。

すなわち、あくまでも条例は地方の実情に即して制定されたものであり、尊重しなければならぬものだと思ひしております。したがって、地域指定についての指導について長官は、どのように考えるのか、この際、明らかにしてもらいたいと思ひます。

○小沢国務大臣 地域指定についての指導方針いかんという御質問でございます。

私は、本法の施行に伴い都道府県知事が地域指定を行うに当たっては、当該都道府県において、すでに条例による規制が行われている場合は、その地域の実情を十分尊重し、適切な指導を行つてまいりたいと思ひます。なお、期限を切つて、いつまでという指導はいたさないつもりでございます。

○島本委員 さらに、この修正案に言う、いわゆる「別の見地」とありますけれども、どういう意味であるのか。この際、この点についても明確にしたいと思ひます。

○小沢国務大臣 この法律は、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的として、公害振動について、その大きさに係る見地からの規制を行うこととしております。条例で定め得る「別の見地」としては、これ以外の見地で規制を行う場合、すなわち、たとえば文化財保護を目的とする規制など、場合によっては低周波空振動を規制することも考えられると思ひます。

○島本委員 以上であります。

○吉田委員長 以上で修正案に対する発言は終わりました。

○吉田委員長 これより討論に入るのであります。が、別に討論の申し出もありませんので、直ちに振動規制法案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、本案に対する木下元二君提出に係る修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○吉田委員長 起立少数。よって、本修正案は否決せられました。

次に、岡本富夫君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○吉田委員長 起立少数。よって、本修正案は否決せられました。

次に、葉梨信行君、島本虎三君及び折小野良一君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○吉田委員長 起立多数。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○吉田委員長 起立多数。よって、本案は葉梨信行君外二名提出の修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

○吉田委員長 この際、本案に対し、田中寛君、島本虎三君、木下元二君、岡本富夫君及び折小野良一君より、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者から趣旨の説明を求めます。田中寛君。

○田中(寛)委員 私は、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党を代表いたしまして、内閣提出の振動規制法案に対し、附帯決議を付すべしとの動議について御説明いたします。

まず、案文を朗読いたします。

振動規制法案に対する附帯決議(案)

政府は本法の施行にあたって、次の諸点につき適切な措置を講ずるべきである。

一 本法施行の際、すでに施行されている条例については、その地域の実情を尊重し、適切な運営指導を行うこと。

二 建設作業について、今後更に低振動工法の研究開発を推進し、環境保全上遺憾なきを期すること。

三 特定建設作業を定めるに当たっては、作業の実態を把握し環境保全上遺憾のないよう配慮すること。

四 道路交通公害の著しい幹線道路について総合的な対策の確立を図ること。

五 道路交通振動に係る要請規定の活用を図り、周辺住民の生活環境の保全上遺憾のないよう配慮すること。

六 新幹線による振動について防振技術に関する研究開発を積極的に推進し、関係法令等において振動防止のための規制を講ずるよう努力すること。

七 鉄道軌道による振動の実態について更に調査研究を推進し、所要の対策がとられるよう検討すること。

八 小規模の事業者に対する配慮の内容を具体的に、環境保全上遺憾なきを期すること。

九 小規模の事業者はその資力、経営内容が脆弱であることにかんがみ、資金のあつせん、技術的な援助等により規制の実効を期するよう特に配慮すること。

十 電気工作物及びガス工作物の振動については、電気事業法及びガス事業法に基づく監督を厳しく実施するとともに、地方公共団体との連絡を密にし、その振動規制に遺憾なきを期すること。

以上であります。この動議の趣旨につきましては、案文中に尽くされておりますので、省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○吉田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議のごとく決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○吉田委員長 起立総員。よって、さように決しました。

この際、小沢環境庁長官より発言を求められておりますので、これを許します。小沢環境庁長官。

○小沢国務大臣 ただいま御議決を賜りました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重しまして極力、善処したいと思っております。

○吉田委員長 なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○吉田委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時十一分散会

振動規制法案に対する修正案(葉梨信行君、島本虎三君及び折小野良一君提出)

振動規制法案の一部を次のように修正する。

第十五条第三項を次のように改める。

3 都道府県知事は、当該施設又は工作物に係る建設工事の工期が遅延することによつて公共の福祉に著しい障害を及ぼすおそれのあるときは、当該施設又は工作物に係る建設工事として行われる特定建設作業について前二項の規定による勧告又は命令を行うに当たっては、生活環境の保全に十分留意しつつ、当該建設工事の実施に著しい支障を生じないよう配慮しなければならない。

第二十四条を同条第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

この法律の規定は、地方公共団体が、指定地域内に設置される特定工場等において発生する振動に関し、当該地域の自然的、社会的条件に応じて、この法律とは別の見地から、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

振動規制法案に対する修正案(木下元二君提出)

振動規制法案の一部を次のように修正する。

目次中「一 第三条」を「二 第二条」に、「特定工場等」を「工場又は事業場」に、「第四条」第十三条を「第三条」第十条に、「特定建設作業」を「建設作業」に、「第十四条」第十五条を「第十一条」第十四条に、「第四章 道路交通振動に係る要請」(第十六条)を「第五章 道路交通振動に係る許容限度の確保」(第十五条)に、「第五章 鉄道振動に係る規制基準の確保」(第十六条)を「第六章 罰則」(第二十五条)第二十九条に、「第六章 罰則」(第二十五条)第三十二条に、「第七章 罰則」(第二十五条)第三十二条に改める。

第一条中「に係る要請の措置」を「及び鉄道振動の防止のために必要な措置」に、「健康の保護」を「良好な生活環境を享受する権利の確保」に改める。

第二条第一項中「(鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第二条第二項に規定する鉱山を除く。以下同じ。)」及び「(著しい)」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「(著しい)」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第二項に規定する自動車及び同条第三項に規定する原動機付自転車等)」を「道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第二項に規定する自動車及び同条第三項に規定する原動機付自転車等」とし、同条第九号に規定する自動車、同項第十号に規定する原動機付自転車及び同項第十二号に規定するトロリーバスをいう。以下同じ。に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 この法律において「鉄道振動」とは、鉄道(軌道を含む。以下同じ。)の用に供する車両の運行に伴い発生する振動をいう。

第二章の章名中「(特定工場等)」を「工場又は事業場」に改める。

第二章中第四条を第三条として次のように改める。

(規制基準の設定)

第三条 市町村は、条例で、工場又は事業場において発生する振動について昼間、夜間その他の時間の区分及び区域の区分ごとに規制基準を定めなければならない。

2 前項の規制基準は、工場又は事業場の敷地の境界線における振動の大きさの許容限度とし、総理府令で定める基準以上のものでなければならない。

第五条中「(指定地域内に特定工場等)」を「工場又は事業場」に、「当該特定工場等に係る」を「前条第一項の」に改め、同条を第四条とし、同条の次に次の一項を加える。

(規制基準の変更等の場合の経過措置)

第五条 第三条第一項の規制基準が新たに設定され、又は変更された場合においては、前条の規定は、当該設定又は変更に係る規制基準に係る部分については、当該設定又は変更があつた日から六月間は、適用しない。ただし、当該設定又は変更があつた日以後工場若しくは事業場を設置し、又は工場若しくは事業場の施設を変更したときは、当該設置された工場若しくは事業場又は当該変更された施設については、この限りでない。

2 前項本文の期間は、条例で定めるところにより、更に六月を超えない範囲内において延長することができる。

第六条の申出し中「設置の届出」を「設置等の許可」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

工場又は事業場に特定施設を設置しようとする者は、総理府令で定めるところにより、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村長に提出して、その許可を受けなければならない。当該許可に係る第三号から第五号までに掲げる事項の変更(総理府令で定める軽微なものを除く。)をしようとするときも、同様とする。

第六条第二項中「規定による届出」を「申請書」に改め、同条に次の二項を加える。

3 市町村長は、第一項の許可の申請があつた場合においては、当該工場又は事業場において発生する振動が当該申請に係る処分をしようとする時における第三条第一項の規制基準に適合すると認められるときでなければ、第一項の許可をしてはならない。

4 市町村長は、第一項の許可の申請があつたときは、その申請書を公開し、同項の許可をしたときは、その旨を速やかに公示しなければならない。

第七条を次のように改める。

(特定施設に該当することとなつた場合の経過措置)

第七条 一の施設が特定施設に該当することとなつた際、現に工場又は事業場にその施設を設置している者(設置の工事をしていない者を含む。以下次項において同じ。))は、当該施設について、

前条第一項前段の許可を受けたものとみなす。

2 前項の場合においては、当該施設を設置している者は、当該施設が特定施設に該当することとなつた日から三十日以内に、前条第一項各号に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。

3 前条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

第八条及び第九条を削り、第十条中「又は第七条第一項の規定による届出をした」を「その許可を受けた」に、「届出に係る第六条第一項」を「許可に係る同項」に、「又はその届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべての使用を廃止したときは」を「同項後段の総理府令で定める軽微な変更をしたとき、又はその許可に係る特定施設の使用を廃止したときは、総理府令で定めるところにより、」に、「都道府県知事」を「市町村長」に改め、同条を第八条とする。

第十一条第一項中「又は第七条第一項の規定による届出をした」を「その許可を受けた」に、「届出に係る特定工場等」を「許可に係る工場又は事業場」に、「当該届出をした」を「当該許可を受けた」に改め、同条第二項中「又は第七条第一項の規定による届出をした」を「その許可を受けた」に、「当該届出をした」を「当該許可を受けた」に改め、同条第三項中「又は第七条第一項の規定による届出をした」を「その許可を受けた」に改め、同条を「市町村長」に改め、同条を第九条とする。

第十二条の見出し中「及び改善命令」を「改善命令及び許可の取消し」に改め、同条第一項中「都道府県知事は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する振動が規制基準を」を「市町村長は、工場又は事業場において発生する振動が第三項第一項の規制基準に」に、「特定工場等」を「工場又は事業場」に、「特定施設」を「施設」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改め、同条を第十条とする。

2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないとき、又は工場若しくは

は事業場に特定施設を設置している者が同項の勧告をすることができる事由に該当するに至つたときは、これらの者に対し、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法の改善、施設の使用の方法若しくは配置の変更又は操業の停止を命ずることができる。

3 市町村長は、工場又は事業場に特定施設を設置している者が前項の命令に従わないときは、その者に係る第六条第一項の許可を取り消さなければならない。

第十三条を削る。

第三章を次のように改める。

(規制基準の遵守義務)

第十二条 建設工事を施工する者は、前条第一項の規制基準を遵守しなければならない。

(特定建設作業の実施の許可)

第十三条 特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、総理府令で定めるところにより、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村長に提出して、その許可を受けなければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を伴う建設工事を緊急に施工する必要がある場合には、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 建設工事を目的に係る施設又は工作物の種

類

三 特定建設作業の種類、場所、実施期間及び作業時間

四 振動の防止の方法

五 その他総理府令で定める事項

2 前項の申請書には、当該特定建設作業の場所の付近の見取図その他総理府令で定める書類を添付しなければならない。

3 市町村長は、第一項本文の許可の申請があつた場合において、当該特定建設作業に伴つて発生する振動が第十一条第一項の規制基準に適合すると認められるときでなければ、第一項本文の許可をしてはならない。

4 第一項ただし書の場合においては、当該建設作業を施工する者は、総理府令で定めるところにより、遅滞なく、同項各号に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。この場合において、市町村長は、同項ただし書に規定する必要があると認めるときは、当該建設作業の中止を命ずることができる。

5 第二項の規定は、前項前段の届出について準用する。

(改善勧告、改善命令及び許可の取消し)

第十四条 市町村長は、建設作業に伴つて発生する振動が第十一条第一項の規制基準に適合しないことによりその建設作業の場所の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該建設作業を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないとき、又は特定建設作業を伴う建設作業を施工する者が同項の勧告をすることができず事由に該当するに至つたときは、これらの者に対し、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法の改善、建設作業の作業時間の変更又は建設作業の中止を命ずることができる。

る。

3 市町村長は、特定建設作業を伴う建設作業を施工する者が前項の命令に従わないときは、その者に係る前条第一項の許可を取り消さなければならない。

第二十九条中「第十条」を「第七条第二項、第八条」に、「第十一条」を「第九条」に、「第十四条第二項」を「第十三条第四項前段」に改め、第六章中同条を第三十二条とし、第二十八条を第三十一条とし、第二十七条中「第七条第一項、第八条第一項若しくは第二項若しくは第十四条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第十七条」を「第二十三条」に、「若しくは同項」を「又は同項」に改め、同条を第三十条とし、第二十六条中「第六条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第十五条」を「第十四条第二項又は第二十一条」に改め、同条を第二十九条とし、第二十五条中「第十二条第二項の規定による命令に違反した者」を「次の各号の一に該当する者」に改め、同条に次の各号を加え、同章中同条を第二十八条とする。

一 第六条第一項又は第十三条第一項本文の規定に違反した者

二 第十条第二項の規定による命令に違反した者

者

第六章を第七章とする。

第二十三条及び第二十四条を削り、第五章中第二十二條を第二十七條とし、第二十一条中「特定工場等」を「小規模の事業者に対し、工場又は事業場」に、「あつせん」を「他より有利な条件での貸付け」に、「に努める」を「を行う」に改め、同条を第二十六条とし、第二十条中「都道府県知事の下に」及び「市町村長」を加え、特定施設、特定建設作業又は道路交通振動の状況に関する「を」を削り、同条を第二十五条とし、第十九条を第二十四条として次のように改める。

(振動の測定)

第二十四条 市町村長は、総理府令で定めるところにより、当該市町村の区域の一定の地点において振動の大きさを測定し、その結果を公表するものとする。

2 鉄道の事業を営む者は、政令で定めるところにより、常時、鉄道振動の大きさを測定し、これを記録するとともに、その結果を運輸大臣又は運輸大臣及び建設大臣並びに関係地方公共団体の長に報告しなければならない。

第十八条を削り、第十七条第一項中「都道府県知事」を「市町村長」に、「政令で定めるところにより、特定施設を設置する者若しくは特定建設作業を伴う」を「工場若しくは事業場を設置している者若しくは」に、「特定施設の状態、特定建設作業」を「施設の状態、建設作業」に、「特定施設を設置する者の特定工場等若しくは特定建設作業を伴う建設作業を施工する者の」を「その工場若しくは事業場若しくはその」に、「特定施設その他」を「施設その他」に改め、第五章中同条を第二十三条とする。

る。

第五章を第六章とする。

第四章 道路交通振動に係る許容限度の確保のための措置

第十五条 市町村は、条例で、道路交通振動について昼間、夜間その他の時間の区分及び区域の区分ごとに許容限度を定めなければならない。

2 前項の許容限度は、道路の敷地の境界線における振動の大きさの許容限度とし、総理府令で定める限度以上のものでなければならない。

(規制措置)

第十六条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の道路において発生する道路交通振動が前条第一項の許容限度を超えていることによりその道路の周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、別に法律で定めるところにより、自動車等の運行の制限その他の必要な規制措置を講ずることができる。

2 都道府県知事又は市町村長は、前項の事態を除去するため必要があると認めるときは、道路

る。

管理者又は関係行政機関の長に対し、当該道路の部分の構造の改善その他道路交通振動の軽減に関し、必要な措置を講ずべきことを要請することができる。

3 道路管理者又は関係行政機関の長は、前項の要請があつた場合において、道路交通振動の防止のため必要があると認めるときは、当該道路の部分の構造の改善その他道路交通振動の軽減に関し、必要な措置を講ずるものとする。

(高速自動車国道等に係る道路交通振動の軽減のための措置)

第十七条 高速自動車国道及び自動車専用道路(道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十八条の四第一項に規定する自動車専用道路をいう。)の道路管理者(道路法に規定する道路管理者(これに代わつて権限を行う者を含む。))をいう。)は、当該道路において発生する道路交通振動が第十五条第一項の許容限度を維持する上において支障となつており、又は支障となるおそれがあるときは、当該道路において発生する道路交通振動の軽減を図るため、振動を防止するための施設の設置その他必要な措置を講じなければならない。

(高速自動車国道等の新設等に係る関係地方公共団体の意見)

第十八条 建設大臣は、高速自動車国道若しくは一般国道の新設若しくは改築を行い、又は当該道路の新設若しくは改築について認可若しくは許可をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事及び関係市町村長に協議しなければならない。

2 都道府県が都道府県道の新設又は改築を行おうとするときは、当該都道府県知事は、あらかじめ、関係市町村長に協議しなければならない。建設大臣が都道府県道の新設又は改築について認可又は許可をしようとするときも、同様とする。

第五章 鉄道振動に係る規制基準の確保のための措置

第五節 鉄道振動に係る規制基準の確保のための措置

(規制基準の設定)

第十九条 市町村は、条例で、鉄道振動について昼間、夜間その他の時間の区分及び区域の区分ごとに規制基準を定めなければならない。

2 前項の規制基準は、鉄道の敷地の境界線における鉄道振動の大きさの許容限度とし、総理府令で定める基準以上のものでなければならない。

(規制基準の遵守義務)

第二十条 鉄道の事業を営む者は、前条第一項の規制基準を遵守しなければならない。

(改善勧告及び改善命令)

第二十一条 運輸大臣又は運輸大臣及び建設大臣は、鉄道振動が第十九条第一項の規制基準に適合しないことによりその鉄道の周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該鉄道の事業を営む者に対し、相当の期限を定めて、振動を防止するための施設を設け、鉄道の運転速度及び運行度数を変更する等の改善措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 運輸大臣又は運輸大臣及び建設大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事又は市町村長は、第一項の事態を除去するため必要があるときは、運輸大臣又は運輸大臣及び建設大臣に対し、前二項の措置を講ずべきことを要請することができる。

(鉄道事業の免許等に係る関係地方公共団体の意見)

第二十二条 運輸大臣又は運輸大臣及び建設大臣は、鉄道について、事業経営の免許若しくは特許をしようとするとき、新線の建設若しくは工事の施工に係る許可若しくは認可をしようとするとき、又は運転速度及び運行度数について認可をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事及び関係市町村長に協議しなければならない。

附則第三項を削り、附則第二項の中小企業近代化資金等助成法第五条の改正規定中「第二項の特定工場等」を「第一項の特定施設を設置する工場又は事業場」に改め、同項を附則第三項とし、附則第一項の次に次の一項を加える。

(航空機に係る振動に関する規制)

2 航空機に係る振動に関する規制については、この法律に準じて、別に法律を制定するものとする。

附則第四項の特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第二条に一号を加える改正規定中「のうち、振動規制法(昭和五十一年法律第 号)第三条第一項の規定により指定された地域内にあるもの」を削る。

振動規制法案に対する修正案(岡本富夫君提出)
振動規制法案の一部を次のように修正する。

「第四章 道路交通振動に係る要請(第十六条) 目次中 第五章 雑則(第十七条―第二十四条) 第六章 罰則(第二十五条―第二十九条)」

のための措置(第十六条―第二十条)に改める。

第一条中「並びに建設工事」を「建設工事並びに鉄道車両の運行」に改める。

第二条中第二項を削り、第三項を第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 この法律において「鉄動振動」とは、鉄道車両(鉄道及び軌道及び軌道の用に供する車両をいう。)の運行に伴い発生する振動をいう。

第四條第一項中「特定工場等」を「特定施設を設置する工場又は事業場(以下「特定工場等」という。))に、「基準の範囲内」を「基準以上」に改め、同条第二項中「環境庁長官の定める範囲内において」を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規制基準は、特定工場等の敷地の境界線における振動の大きさの許容限度とする。

第五條中「規制基準」を「前条規制基準」に改める。

第九條中「規制基準」を「第四条の規制基準」に改める。

第十二條第一項中「規制基準」を「第四条の規制基準」に改め、同条第三項中「三年」を「二年」に、「四年」を「三年」に改める。

第十五條第一項中「著しく」を削り、同条第三項を削る。

第六條中第二十九條を第三十四條とし、第二十八條を第三十三條とし、第二十七條中「第十七條」を「第二十二條」に改め、同条第三十二條とし、第二十六條を第三十一條とし、第二十五條中「第十二條第二項」の下に「又は第十八條第二項」を加え、同条を同章中第三十條とする。

第六章を第七章とする。

第五章中第二十四條を第二十九條とし、第二十三條を第二十八條とし、第二十二條を第二十七條とし、第二十一條中「に努めるものとする」を「を行わなければならない。この場合においては、小規模の事業者に対する特別の配慮がなされなければならない」に改め、同条を第二十六條とし、第二十條中「特定建設作業」の下に「鉄道振動」を加え、同条を第二十五條とし、第十九條を第二十四條とし、第十八條第二項中「通知するものとする」を「通知しなければならない」に改め、同条第三項中「要請することができる」を「要請しなければならない」に改め、同条第四項中「通知

するものとする」を「通知しなければならない」に改め、同条を第二十三條とし、第十七條を同章中第二十二條とする。

第五章を第六章とする。

第十六條第一項中「第十九條」を「第二十四條」に改め、「著しく」を削り、「又は修繕」を「修繕又は緩衝地帯の設置」に改め、「要請するものとする」を「要請しなければならない」に改め、同条第二項中「又は修繕」を「修繕又は緩衝地帯の設置」に、「軌るものとする」を「軌らなければならない」に改め、同条を第四章中第二十一條とする。

第四章を第五章とする。

第三章の次に次の一章を加える。

第四章 鉄道振動に係る規制基準の確保のための措置

(規制基準の設定)

第十六條 環境庁長官は、指定地域内における鉄道振動について規制する必要がある程度に応じて昼間、夜間その他の時間の区分及び区域の区分ごとに規制基準を定めなければならない。

2 前項の規制基準は、鉄道(軌道を含む。以下同じ。)の敷地の境界線における鉄道振動の大きさの許容限度とする。

(規制基準の遵守義務)

第十七條 指定地域内において鉄道の事業を営む者は、前条の規制基準を遵守しなければならない。

(改善勧告及び改善命令)

第十八條 運輸大臣又は運輸大臣及び建設大臣は、鉄道振動が第十六條の規制基準に適合しないことによりその鉄道の周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該鉄道の事業を営む者に対し、期限を定めて、振動を防止する等の施設の設置、線路その他の施設の構造の改良、運行方法の改善その他鉄道振動の防止を図るため必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 運輸大臣又は運輸大臣及び建設大臣は、前項

の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

(測定に基づく要請)

第十九条 都道府県知事は、第二十四条の測定を行つた場合において、指定地域内における鉄道振動が第十六条の規制基準に適合しないことによりその鉄道の周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、運輸大臣又は運輸大臣及び建設大臣に対し、前条の措置を執るべきことを要請しなければならない。

(鉄道振動の防止のための措置)

第二十一条 鉄道の事業を営む者は、鉄動振動の防止を図るため、振動を防止するための施設の設置、線路その他の施設の構造の改良、運行方法の改善等に努めなければならない。

附則第二項の中小企業近代化資金等助成法第五条の改正規定中「第二条第二項」を「第四条第一項」に改める。

附則第三項の道路交通法第百十条の二第一項の改正規定中「第十六条」を「第二十一条」に改める。

昭和五十一年五月二十六日印刷

昭和五十一年五月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W